

# 4月から年金制度が変わります

年金制度改正により平成17年4月から次の点が変更されます。

## 保険料が決まりました

平成17年4月から平成18年3月までの国民年金保険料は月額1万3,580円です

※国民年金保険料は平成17年度から平成29年度まで毎年280円引き上げられる予定です

## 国民年金保険料の口座振替

### 割引制度が拡充されます

①保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えます

・17年度分の保険料を一括して前納すると現金払いでは2,890円の割引、口座振替では3,420円の割引となります。また、6ヶ月前納も口座振替が有利となります

・口座振替での前納は3月31日までに社会保険事務所での登録が完了している必要がありますので、ご希望の方はお早めにお申込みください（特に金融機関を経由してお申込みをする場合、3月末日近くのお手続きでは登録に間に合わないことがありますので、お早めにお申込みください）  
既に口座振替で前納されている

る方の届出は不要です

・国民年金基金の掛金を合わせて口座振替している方で、国民年金保険料の納付を前納に変更する場合は、3月18日必着で基金へのお申込みが必要となります

②月々の口座振替に早割（当月保険料の当月末引落し）制度ができました

・通常の口座振替（当月保険料の翌月末引落し）は定額保険料ですが、早割り制度を利用すると40円が割引となります

・早割り制度を申し込むと翌月末の初回の口座振替にて2ヶ月分の保険料（従前の保険料と40円割引された保険料）が引落としとなりその後の毎月の保険料が40円割引となります

※①、②の口座振替の申込用紙は、社会保険事務所などに請求していただくか、社会保険庁ホームページからプリントアウトすることができます

## 若年者納付猶予制度

### （国民年金）が導入されます

・20歳代の方は、本人（配偶者含む）の所得が一定額以下の場合、申請により月々の国民年金保険料納付が猶予され

ます（これまで、所得が一定額以上の世帯主と同居している場合は、保険料免除の対象にはなりませんでした）

・仮に障害や死亡といった不慮の事故が生じたときに、その月の前々月以前の1年間に保険料の滞納があると障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取れない場合がありますが、この若年者納付猶予制度の承認を受けている期間は滞納の扱いにならないので、万一の時にも安心です

・満額の老齢年金を受け取るために、その後10年間のうちに保険料を納付することができます

## 国民年金保険料免除の

### 所得基準が一部緩和されます

・扶養者控除がないために単身世帯に厳しいものとなっていた保険料免除の所得基準が単身世帯を中心緩和されます

## ※単身世帯の方の保険料免除の目安（年収ベース）

・平成16年度 全額免除100万  
半額免除150万  
←  
・平成17年度 全額免除122万  
半額免除227万

福祉事務所  
保護医療係  
23-1155

## 福祉医療費受給者証の取り扱い

現在お持ちの福祉医療費受給者証（重度心身障害者用・乳幼児用・母子家庭用）は、合併後も受給者証に記載しています有

効期限まで、現行の受給者証を引き続きご利用いただけます。  
※有効期限をご確認ください  
●問い合わせ 保護医療係

課税係  
23-1124

## 障害者のみなさんへ 軽自動車税が減免されます

市では、身体等に障害のある人の使用される軽自動車等に対して、一定の条件のもとで軽自動車税を減免します。

### ●注意

・障害の程度、等級により対象にならない場合もあります  
・減免車両は、障害者1人につき1台です

●申請・問い合わせ 市民税係  
※平成17年度の軽自動車税の納税通知書は4月15日頃送付予定です（納期は5月2日）

・普通自動車と軽自動車、両方の所有者はどちらかのみです  
・すでに減免になっている人で、車の変更など申請時と何らかの変更が生じた場合は届出が必要で

### ●申請に必要なもの

・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

・単身生活の障害者等を常時介護し運転される人は、福祉事務所等が発行する「常時介護証明書」が必要で

### ●減免の対象となる要件

	障害の要件	車の所有者	運転者
身体障害者	18歳以上	本人	本人または生計同一者
	18歳未満	生計同一者	生計同一者
精神障害者等	単身生活者	本人	障害者のために常時（週3日程度）介護する人
		本人または生計同一者	生計同一者